

SY2-2

児童相談所一時保護所入所者の口腔内状況と三重県歯科医師会の取り組み

伊東 学

公益社団法人 三重県歯科医師会

近年、児童虐待相談対応件数は全国的にも28年連続で増加を続けており、この10年で3.6倍に増加しています。三重県においても令和2年度の児童虐待相談対応件数は前年度より86件増加し、2,315件(+3.9%)となりました。これらは子ども虐待に対する地域社会の関心の高まりにより、積極的に通告が寄せられたこと、面前DVが心理的虐待と認識されたこと、児童相談所と警察の連携が進んだことが関係していると考えられます。

全国的に増加傾向が認められる子ども虐待の防止を図るため、「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され対策が強化されています。平成29年6月の改正では、職務上関係のある者に「歯科医師」が明記され、本県の「子どもを虐待から守る条例」においても、令和2年4月の改正で、職務上関係のある者に「歯科医師」が追加されました。歯科医療関係者は、日常の診療や1歳6か月児健診、3歳児健診、学校歯科検診の場などを通して子育て家庭に接する機会も多く、子ども虐待を早期に発見しやすい立場にあります。

そこで、三重県歯科医師会では子どもが健やかに育つ環境づくりのための支援を、歯科の立場から考え、歯科治療が困難な状況になりやすい要保護児童に対し、口腔保健の知識を啓発することを目的として、平成17年度に県内の2つの児童相談所(北勢児童相談所、中勢児童相談所)の入所児童に対して歯科健診と生活習慣調査を行いました。その後、平成20年度からは歯科保健指導を加え、月1回実施してきました。退所後、養育環境が不健全な場合、口腔内環境がさらに悪化する可能性が高いため、子どもが歯科健診後に歯科保健指導を受けることで口腔内に関心を持ち、自律的に健康づくりを行えるようになることを期待しています。

以前の歯科と子ども虐待の関わりには、歯の破折や、口の中の不自然な裂傷などの身体的虐待が注目を集めていましたが、最近はそのような子どもが受診することは稀です。また、被虐待児にはう蝕が多いとの報告もありましたが、蓄積された県内児童相談所における要保護児童の歯科健診のデータと対照児童の歯科健診のデータを比較した結果、平成30年度には対照児童とほとんど差が無くなっており、う蝕の数のみで虐待を疑うのは難しくなってきました。しかし、要保護児童は対照児童に比べてう蝕の処置率が低いことが示されました。

このことから経年的に比較できる学校歯科検診などで前年度の検診結果を参照し、治療の有無についても留意する必要があります。また、う蝕がない子どもと極端にう蝕が多い子どもに2極化していることから、口腔内の異常が放置される「デンタルネグレクト」についても考える必要があります。これは子どもにう蝕があっても医療機関を受診しないケースであり、保護者の子どもへの関心度の低さや養育環境が健全ではないことを意味しています。子どものう蝕は、痛みだけではなく、睡眠不足や学力低下、また、栄養不良を介して成長や発達にも影響があることが知られています。保護者への情報提供を含めた子どものう蝕の予防や治療の啓発、歯科未受診者へのフォローなどの仕組みづくりが必要です。歯科医師として、子どもが生まれる前の妊婦歯科健診や、1歳6か月児健診、3歳児健診、学校歯科検診などを通して、虐待の早期発見、虐待の予防、情報提供の役割を担い、切れ目のない支援をしていくことが必要と考えられます。